

自治基本条例の見直しについて（経過報告）

令和5年第2回定例会 R5.6 地域政策課

1 経緯

(1) 見直しの経緯及びこれまでの経過

本市の自治の最高規範である自治基本条例について、条例第42条の4年を超えない期間ごとに見直すとの規定に基づき見直しに着手。

昨年12月、条例改正案（素案）を公表し、パブリックコメントを実施したところ、不安の声をはじめ非常に大きな反響があった。特に、市民の定義に外国人住民が含まれることを明記した条文案に対して、参政権を認めるのか等の多くの意見が届いた。このような状況を受け、令和5年第1回定例会への改正案上程を見送り、市議会の意見も伺いながら慎重に進めていくこととしたもの。

(2) これまでの審議経過

- ・R3.7～R3.8 …… 市民アンケート実施
- ・R3.12.21 …… 第1回自治推進委員会
- ・R4.4.20 …… 第2回自治推進委員会
- ・R4.6.21 …… 令和4年第2回定例会委員会説明（進捗報告）（参考資料 p1）
- ・R4.6.30 …… 第3回自治推進委員会
- ・R4.9.29 …… 第4回自治推進委員会
- ・R4.10.14 …… 自治推進委員会から市長への答申
- ・R4.12.12 …… 令和4年第4回定例会委員会説明（素案）（参考資料 p2～p15）
- ・R4.12～R5.1 …… パブリックコメント実施
- ・R5.2.15 …… パブリックコメント結果中間報告公表
- ・R5.3.7 …… 令和5年第1回定例会委員会説明（パブリックコメント実施概要）（参考資料 p16～p20）

2 パブリックコメント結果概要及び特に意見の多かった「参政権」に対する市の考え

- (1) 意見募集期間：令和4年（2022年）12月20日（火）～令和5年（2023年）1月18日（水）
- (2) 意見提出人数：457人（市外に居住する方を含む人数 1,476人）
- (3) 意見提出件数：588件（市外に居住する方の意見を含む件数 1,888件）
- (4) 意見の内訳：中間報告（参考資料 p18）を参照
- (5) 特に意見の多かった「参政権」に対する本市の考え

条例一部改正案（素案） 第2条第2号（市民の定義） ※朱字部分を追加

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。

(1) （省略）

(2) 市民 次のいずれかに該当するもの（外国の国籍を有する者を含む。）をいいます。

ア 住民

イ 本市の区域内に通勤し、又は通学する者

ウ 本市の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体（以下「事業者、地域団体、市民活動団体等」といいます。）

「参政権」については、法令上に明確な用語の定義はなく、選挙権・被選挙権や憲法改正にかかる国民投票、最高裁判所裁判官の国民審査のほか、公務員になる資格を含める場合もある。

ここでは、提出意見の趣旨を鑑み、ア「選挙権」、イ「住民投票」、ウ「自治基本条例における『市民の権利』」、エ「外国人が『市政に参画すること』」の4点について本市の考えを整理するもの。

ア 「選挙権」について

憲法第 15 条では「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。」とあり、公職選挙法第 9 条（選挙権）・第 10 条（被選挙権）においても、要件として「日本国民」であることが規定されている。

よって、現行法において選挙権は「国民」であることが必須要件となっており、本市の条例で「市民」の定義に外国人に関する記載をすることによって影響を与えるものではない。

イ 「住民投票」について

○ 住民投票の「請求権」

自治基本条例第 38 条各項において、住民投票の「請求」ができるのは「本市において選挙権を有する者」、「発議」ができる者は「市議会議員」又は「市長」と、いずれも日本人に限られており、自治基本条例で定義する「市民」ではない。

なお、当該規定は地方自治法の基準をあらためて明記したものであり、本市が独自に基準を設けているものではない。

○ 住民投票の「投票権」

自治基本条例においては、住民投票の投票権の規定はない。住民投票を実施する場合は、「〇〇の住民投票に関する条例」を新たに制定し、投票の実施にかかる必要事項（住民投票に参加できる者の資格、投票方法や成立要件など）を定めることとなる。

ウ 自治基本条例における「市民の権利」について

自治基本条例第 5 条で定める「市民の権利」は、同条ただし書において「法令上保有できないものを除きます。」と明記しているとおり、法令で資格者が限定されている権利を、その資格がない者にまで付与するものではない。

エ 外国人が「市政に参画すること」について

市民が市政に参画するための手法については、「熊本市市民参画と協働の推進条例」第 6 条において、

- ・パブリックコメント ・審議会等 ・アンケート ・説明会 ・ワークショップ
- ・その他「市長が別に定める手法」

と規定しており、別に定める手法としては、出前講座やシンポジウム等が挙げられる。

本市ではこれまでも、ワークショップや地域説明会等への参加、パブリックコメントへの意見提出など、これらの市民参画の取組を日本人に限定することなく広く推進してきたところである。

3 令和 5 年第 1 回定例会 教育市民委員会での主なご意見

(1) 第 2 条第 2 号の「(外国の国籍を有する者を含む。)」については削除すべき。

(理由) ・この改正によって分断が生まれることを懸念。

・あえて入れる必要はない。

・「住民」が本市に住む全ての人を指すのであれば、特記する必要はない。

(2) これを機に、熊本市はすばらしい都市であることを外国人住民に認識していただけるようなまちづくりを進めていただきたい。

熊本市自治基本条例の見直しについて

1 熊本市自治基本条例について

熊本市を個性豊かで活力に満ちた社会にしていくために、市民と議会と行政の三者が果たすべきそれぞれの役割や、市政・まちづくりを協力して行うためのルールや制度を体系的に規定した、本市の自治の最高規範としての条例。

2 見直しの根拠

自治基本条例第42条の規定に基づき見直しを行っている。

「第42条 市長は、この条例の施行後、4年を超えない期間ごとにこの条例を見直し、適切な措置を講じます。」

前回の改正施行は平成31年4月のため、令和5年4月改正に向けて、熊本市自治推進委員会※において見直し作業を行っているところ。

※熊本市自治基本条例に基づき、本市の自治の推進を図り、個性豊かで活力に満ちた社会の実現に寄与するため設置された市長の附属機関。

3 諮問事項

熊本市自治基本条例第42条に規定する条例の見直しについて

- ・社会情勢等の変化などを踏まえた自治基本条例の見直しの検討
- ・自治基本条例の改正が必要な場合の改正条文の検討

4 検討項目

自治推進委員会委員からの見直し提案に基づく検討項目は以下のとおり

(1) 災害時における個人情報の取扱い	(5) 課題解決のための国際的な連携
(2) ノーマライゼーションの実現	(6) DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進
(3) 性の多様性に対する配慮	(7) 社会情勢変化の前文への反映
(4) 多文化共生社会の推進	

5 見直しスケジュール

実施時期	内容
R3.6.7～6.21	庁内意見照会実施
R3.7.28～8.15	市ホームページにおいて市民アンケート実施
R3.12.21	第1回自治推進委員会開催（委員委嘱・諮問・条例概要説明等）
R4.4.20	第2回自治推進委員会開催（見直し検討項目に関する審議等）
R4.6	第3回自治推進委員会開催（見直し検討項目に関する審議等） 予定
R4.9	第4回自治推進委員会開催（答申等） 予定
R4.10～12	答申をもとに条例改正素案作成 予定
R5.1	パブリックコメント実施 予定
R5.2	令和5年第1回定例会 条例改正案提出
R5.4.1	改正条例施行

熊本市自治基本条例の一部改正（素案）について

自治基本条例第42条の規定に基づき、社会情勢等の変化などを踏まえた条例の見直しについて熊本市自治推進委員会において検討を行ってきた。委員会からの答申及び庁内における検討結果を踏まえ、条例改正案（素案）を作成したものの。

1 第2条第2号の「市民」の定義において、各要件のいずれかに該当すれば、「市民」には外国の国籍を持っている方も含むということを明示する。

変 更 後	変 更 前
（定義） 第2条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。 (1) （省略） (2) 市民 次のいずれかに該当するもの <u>（外国の国籍を有する者を含む。）</u> をいいます。 ア 住民 イ 本市の区域内に通勤し、又は通学する者 ウ 本市の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体（以下「事業者、地域団体、市民活動団体等」といいます。）	（定義） 第2条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。 (1) （省略） (2) 市民 次のいずれかに該当するもの _____ をいいます。 ア 住民 イ 本市の区域内に通勤し、又は通学する者 ウ 本市の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体（以下「事業者、地域団体、市民活動団体等」といいます。）

<改正理由>

- ・今後の増加が見込まれる外国人住民にも「市民の一員である」という意識を持ってもらうため。

2 第27条第2項の「男女が」の表記について、「性別」に限らず、個人の属性に起因した参画の程度の差を抑える表現へと変更する。

変 更 後	変 更 前
（参画の原則） 第27条 （省略） 2 参画による市政・まちづくりは、<u>地域社会を構成する多様な市民が</u>共同して取り組みます。	（参画の原則） 第27条 （省略） 2 参画による市政・まちづくりは、<u>男女が</u> _____ 共同して取り組みます。

<改正理由>

- ・「性別」に着目した文言ではなく、性の多様性に配慮した表現とするため。
- ・性的少数者だけでなく、外国人や障がい者、未成年者等の参画が比較的難しいとされる方々も参画に取り組む主体であるということを示すため。

3 第32条第1項に身近な地域の課題の具体例を加える。

変 更 後	変 更 前
(地域コミュニティ活動) 第32条 市民は、市民相互の協働により、防災、福祉、環境等の身近な地域の課題を解決していくとともに、社会を多様に支え合う自主的で自立的な地域のコミュニティ活動(以下「地域コミュニティ活動」といいます。)を推進するよう努めます。	(地域コミュニティ活動) 第32条 市民は、市民相互の協働により、_____身近な地域の課題を解決していくとともに、社会を多様に支え合う自主的で自立的な地域のコミュニティ活動(以下「地域コミュニティ活動」といいます。)を推進するよう努めます。

<改正理由>

- ・身近な地域の課題が多様化・複雑化しているなかで、地域課題の具体例を記載し、市民が協力して取り組む地域課題をイメージしやすくすることにより、地域コミュニティ活動の推進を図るため。
- ・地域課題の具体例に「防災」を加えることで、「共助」の取組を推進するため。

4 第32条第2項に多文化共生社会を推進する文言を加える。

変 更 後	変 更 前
(地域コミュニティ活動) 第32条 (省略) 2 市民は、地域コミュニティ活動を行うに当たっては、思いやりとふれあいのある住みよい地域となるよう、自らの役割を自覚するとともに、多様な文化的背景を踏まえつつ、互いを十分に尊重しながら進めることとします。	(地域コミュニティ活動) 第32条 (省略) 2 市民は、地域コミュニティ活動を行うに当たっては、思いやりとふれあいのある住みよい地域となるよう、自らの役割を自覚し、_____互いを十分に尊重しながら進めることとします。

<改正理由>

- ・市民が地域コミュニティ活動を行う際には、「多文化共生」の概念を持って互いを十分に尊重しながら協力し合うことが必要であるため。

5 第36条の2第1項に、災害等への備えに関する「自助」、「共助」の取組の具体例を加える。

変 更 後	変 更 前
(危機管理) 第36条の2 市民は、日頃から<u>一人ひとりが</u>災害等の発生に備え、<u>物資等の備蓄や近隣の者との協力関係の構築に努め</u>るとともに、災害等の発生時には、相互に助け合うよう努めます。	(危機管理) 第36条の2 市民は、日頃から_____災害等の発生に備え_____ _____るとともに、災害等の発生時には、相互に助け合うよう努めます。

<改正理由>

- ・災害等の発生に対する日頃からの備えについて、「自助」、「共助」の具体例をどちらも記載することにより、その両方について努めて取り組む必要があることを示すため。
- ※変更前の条文においては、災害等の発生に対する日頃からの備えを「自助」、「共助」いずれか一方の取組のみによるものと誤解を招くおそれがある。

○これまでの審議経緯及び今後のスケジュール

- ・ R3.6.2 …… 令和3年度自治基本条例庁内推進会議
- ・ R3.6 …… 庁内意見照会
- ・ R3.7～R3.8 …… 市民アンケート実施
- ・ R3.12.21 …… 第1回自治推進委員会
- ・ R4.4.20 …… 第2回自治推進委員会
- ・ R4.6 …… 令和4年第2回定例会 委員会説明（進捗報告）
- ・ R4.6.30 …… 第3回自治推進委員会
- ・ R4.9.29 …… 第4回自治推進委員会
- ・ R4.10.14 …… 自治推進委員会から市長への答申
- ・ R4.10.26 …… 令和4年度自治基本条例庁内推進会議
- ・ R4.11.15 …… 政策調整会議
- ・ R4.11.28 …… 政策会議
- ・ R4.12 …… 令和4年第4回定例会 委員会説明（素案）
- ・ R4.12～R5.1 …… パブリックコメント実施
- ・ R5.2 …… 令和5年第1回定例会 議会上程（改正案）
- ・ R5.4 …… 改正条例施行

目次

前文

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 市民、市議会及び市長等の役割（第5条—第11条）

第3章 市政の原則及び制度（第12条—第24条）

第4章 情報共有及び参画・協働（第25条—第31条）

第5章 コミュニティ活動（第32条—第34条）

第6章 区におけるまちづくり（第35条・第36条）

第7章 危機管理（第36条の2）

第8章 住民投票（第37条・第38条）

第9章 国、他の地方公共団体等との連携（第39条）

第10章 自治推進委員会、最高規範性及び条例の見直し（第40条—第42条）

附則

熊本市は、清らかな地下水に恵まれ、熊本城に代表される歴史遺産や様々な文化が息づく、快適な都市機能と豊かな自然が調和しているまちです。

わたしたちには、多くの人々の英知とたゆまぬ努力により成長してきたこのまちを、日本国憲法に保障されている個人の尊重及び法の下での平等のもと、子どもたちが大人になっても大好きなふるさとであるよう、豊かな自然等を守りながら、誰もが希望と誇りをもって心豊かに安心して暮らしていけるまちへ発展させ、次世代に引き継いでいく責任があります。

社会の成熟化に伴い人々の価値観も多様化し、地方分権が進展する中、今日における地方自治は、市民が自治の主体としてその役割を自覚し、情報の共有を前提にして、積極的に市政・まちづくりに参画し、市民、市議会及び市長等が協働して、自主的、自立的に進めていかなければならないものです。

また、市議会及び市長等は、公共の福祉を念頭に置き、主権者である住民の信託に基づく市政を進めていかなければなりません。

そこで、地方自治の本旨を実現し、わたしたちのまち熊本市をみんなで築いていく

ために、市民、市議会及び市長等が共有する本市の自治の最高規範として、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市における自治の基本理念を明らかにするとともに、市民、市議会及び市長等の役割並びに自治を推進するための原則を定めることにより、日本国憲法に規定する地方自治の本旨に基づく自治を推進し、もって個性豊かで活力に満ちた社会の実現を図ることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 住民 本市の区域内に住所を有する者をいいます。
- (2) 市民 次のいずれかに該当するもの (外国の国籍を有する者を含む。) をいいます。
 - ア 住民
 - イ 本市の区域内に通勤し、又は通学する者
 - ウ 本市の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体（以下「事業者、地域団体、市民活動団体等」といいます。）
- (3) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいいます。
- (4) 参画 施策の立案から実施及び評価までの過程に主体的に参加することをいいます。
- (5) 協働 同じ目的のために、それぞれが対等な立場に立ち、役割と責任を担い、協力することをいいます。
- (6) 市政 市長等又は市議会が行う活動をいいます。
- (7) 自治 自分たちの地域を自分たちの意思で責任を持ち治めることをいいます。
- (8) まちづくり 自らが生活し、又は活動している地域をはじめとして、熊本市を魅力的でより快適にしていく活動をいいます。
- (9) コミュニティ活動 地域又は共通の関心によってつながった多様な組織及び集団が身近な課題を解決するために行う活動をいいます。

(自治の基本理念)

第3条 地方自治の本旨に基づく住民自治の拡充推進と団体自治の確立を目指すための基本理念は、次に掲げるとおりとします。

- (1) 市民の福祉の増進
- (2) 主権者である住民の意思を適切に反映した信託に基づく市政
- (3) 一人ひとりの人権の尊重
- (4) 情報共有、信頼及び協働による市政・まちづくりの推進
- (5) 市民の自発的及び積極的な参画による市政・まちづくりの推進
- (6) 将来にわたる持続可能な社会の実現
- (7) 国及び県との対等な関係のもとでの自立した市政の推進

(自治運営の基本原則)

第4条 市民、市議会及び市長等は、次に掲げる基本原則により自治運営を行います。

- (1) 情報共有の原則 市政・まちづくりに関する情報を共有すること。
- (2) 参画の原則 参画により市政・まちづくりが行われること。
- (3) 協働の原則 協働により市政・まちづくりが行われること。

第2章 市民、市議会及び市長等の役割

(市民の権利)

第5条 市民は、日本国憲法及び法令に定める権利を有するとともに、自治の基本理念を実現するため、次に掲げる権利を有します。ただし、法令上保有できないものを除きます。

- (1) 市長等及び市議会に対して、情報を求める権利
- (2) 市政・まちづくりに参画し、意見を表明し、又は提案する権利

(市民の責務)

第6条 市民は、日本国憲法及び法令に定める義務を有するとともに、自治の基本理念を実現するため、次に掲げる責務を果たします。

- (1) 市政・まちづくりに積極的に参画し、又は自らまちづくりに取り組むよう努めること。
- (2) 市政・まちづくりに参画に当たっては、自らの発言と行動に責任を持つこと。

2 事業者、地域団体、市民活動団体等は、その事業又は活動が社会生活に及ぼす影響に十分配慮するとともに、社会との調和に努め、まちづくりに取り組みます。

（市議会の役割）

第7条 市議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令に定める権限を有し、次に掲げる役割を担います。

- (1) 市長等が行う市政を監視し、公平及び公正で透明性の高い市政の実現に努めること。
- (2) 広範な市民の意見の聴取及び集約に努めること。
- (3) わかりやすく開かれた議会運営に努めること。

（市議会議員の責務）

第8条 市議会議員は、次に掲げる責務を担います。

- (1) 市民の信頼に応え、誠実に職務を行うこと。
- (2) 政策の提案及び立法に関する活動を行うよう努めること。

（市長の責務）

第9条 市長は、住民の信託を受けた市の代表として、市民の福祉の増進を図るため、地方自治法その他の法令に定める権限を行使し、総合的に市政を行います。

（市長等の役割）

第10条 市長等は、次に掲げる役割を担います。

- (1) 公平、公正かつ誠実に、透明性の高い市政を行うこと。
- (2) 市民の意向及び地域の実情を的確に把握し、行政サービスの質を向上させ市民の満足度を高めること。

（市の職員の責務）

第11条 市の職員は、市長等の補助機関としてその役割を担い、職務を遂行するための知識と能力の向上に努めるとともに、全体の奉仕者として市民の視点に立って職務を行います。

第3章 市政の原則及び制度

（市政の基本原則）

第12条 市長等及び市議会は、次に掲げる基本原則に基づき市政を行います。

- (1) 自治の基本理念及び自治運営の基本原則に基づいた市政を行うこと。
- (2) 健全な財政のもとで、総合的かつ計画的な市政を行うとともに、事務を処理

するに当たっては、最少の経費で最大の効果を挙げること。

(3) 市民に対しての説明責任を果たすこと。

(総合的かつ計画的な市政)

第13条 市は、総合的かつ計画的な市政を推進するため、基本構想並びにその実現のための基本計画及び実施計画をまとめた総合計画を策定します。

2 市長等は、総合計画の策定に当たっては、市民の参画（以下「市民参画」といいます。）の手段を実施し、市民の意見を適切に反映させます。

3 市長等は、総合計画の進行管理に当たっては、市民参画の手段のもと、行政評価を実施し、その結果を広く市民に公表するとともに、総合計画に反映させます。

4 市長等は、総合計画を策定し、又は変更したときは、市民への周知を図ります。

(効率的かつ効果的な市政)

第14条 市長等は、効率的かつ効果的な市政を行うため、不断に行財政改革に取り組みます。

2 市長等は、行財政改革の進行管理を適切に行い、市民に公表します。

3 市長等は、財政状況について市民にわかりやすい資料を作成し、市民に公表します。

(組織体制)

第15条 市長等は、社会経済情勢の変化及び多様化する市政の課題に的確に対応するため、効率的かつ機能的な組織体制を整備します。

(総合的な行政サービス)

第16条 市長等は、市民の要望及び多様化する市政の課題に的確かつ柔軟に対応するため、組織間の連携を図り、総合的な行政サービスを提供します。

(人事体制)

第17条 市長等は、適切な人事評価及び人事配置を行います。

2 市長等は、市政の課題に的確に応えることができる知識と能力を持った職員の育成を図ります。

(公益通報制度)

第18条 市長等は、公益通報（市政の適正な運営を確保するために、違法な行為等について市の職員等から行われる通報をいいます。以下同じです。）を受ける体制を整備します。

2 市長等は、通報者が公益通報により不利益を受けないよう適切な措置を講じます。

（審議会等）

第19条 市は、法令に基づき設置する附属機関のほか、必要に応じ審議会等を設置します。

2 市長等は、審議会等の委員については、識見を有する者を選任するほか、公募等により市民の幅広い層から必要な人材を選任するよう努めます。

（行政手続）

第20条 市長等は、適切に行政手続を行い、市政における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利と利益の保護に努めます。

（意見等の取扱い）

第21条 市長等は、市民の市政に関する意見、提案、相談、要望及び苦情に対し、迅速かつ誠実な対応に努めます。

2 市長等は、前項の対応の経過、結果等について、記録を行い、公開します。

（説明責任）

第22条 市長等及び市議会は、施策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階において、施策に関する情報を市民にわかりやすく説明します。

（公的オンブズマン）

第23条 市は、公平かつ中立的な立場で市長等が行う市政に関する市民の苦情を処理するための機関として、別に条例で定めるところにより、公的オンブズマンを設置します。

第24条 削除

（平31条例14）

第4章 情報共有及び参画・協働

（情報共有の原則）

第25条 市長等及び市議会は、市政に関する情報が市民との共有財産であることを認識し、これを市民に開示するとともに、積極的かつ迅速な提供に努めます。

2 市民は、市長等及び市議会に対し、まちづくりに関する情報の積極的な提供に努めます。

3 市長等は、市政・まちづくりに関する情報を提供する仕組みを整備します。

（個人情報保護）

第26条 市長等及び市議会は、市民の基本的人権の擁護及び信頼される市政の実現のため、個人情報を適正に管理するとともに、その利用、情報提供等に関し適切な保護措置を講じます。

（参画の原則）

第27条 市民、市議会及び市長等は、参画による市政・まちづくりに取り組みます。

2 参画による市政・まちづくりは、地域社会を構成する多様な市民が共同して取り組みます。

（青少年・子どもの参画）

第28条 市民、市議会及び市長等は、青少年・子ども（18歳未満の市民をいいます。）が有する市政・まちづくりに参画する権利が実効性のあるものとなるよう環境づくりに努めます。

（平31条例14・一部改正）

（協働の原則）

第29条 市民、市議会及び市長等は、目的と情報を共有し、相互の理解と信頼のもとに、協働による市政・まちづくりに取り組みます。

2 市長等は、協働の推進に当たっては、市民の自主性及び自立性を損なわないようにしなければなりません。

（市民参画・協働のための仕組み）

第30条 市長等は、重要な施策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階において、市民参画を拡充推進するための仕組みを整備します。

2 市長等は、それぞれの事案に応じて効果的な市民参画の手法を選択するとともに、これを公表し、実施します。

3 市長等は、市民参画により表明された意見や示された提案を総合的に検討し、その結果を市民に公表するとともに、適切に施策へ反映させるよう努めます。

4 市長等は、協働を拡充推進するための仕組みを整備します。

（参画と協働によるまちづくり条例）

第31条 参画と協働を拡充推進するための基本的な事項については、別に条例で定めるものとします。

第5章 コミュニティ活動

(地域コミュニティ活動)

第32条 市民は、市民相互の協働により、防災、福祉、環境等の身近な地域の課題を解決していくとともに、社会を多様に支え合う自主的で自立的な地域のコミュニティ活動（以下「地域コミュニティ活動」といいます。）を推進するよう努めます。

2 市民は、地域コミュニティ活動を行うに当たっては、思いやりとふれあいのある住みよい地域となるよう、自らの役割を自覚するとともに、多様な文化的背景を踏まえつつ、互いを十分に尊重しながら進めることとします。

3 市長等は、市民による地域コミュニティ活動が推進されるよう支援します。

(市民公益活動)

第33条 市民は、前条に規定する活動のほか、公共の利益や社会貢献を目的として自主的に活動する市民活動（以下「市民公益活動」といいます。）に対する理解を深め、これを守り育てるよう努めます。

2 市長等は、市民公益活動が推進されるよう支援します。

(地域コミュニティ活動及び市民公益活動の連携)

第34条 地域コミュニティ活動及び市民公益活動を行う市民は、それぞれの活動の特性を生かしながら相互に連携するよう努めます。

2 市長等は、前項の連携が円滑に行われるよう支援します。

(平26条例77・追加)

第6章 区におけるまちづくり

(平26条例77・追加)

(区におけるまちづくり)

第35条 本市においては、地域の特性を踏まえた自主的で自立的な、区におけるまちづくりを、区役所の拠点性を生かしながら、推進します。

2 区におけるまちづくりは、区の住民が主体的に取り組むよう努め、区長その他のまちづくりに携わる市の職員との協働により行います。

3 前項の場合において、区の住民及び区長その他のまちづくりに携わる市の職員は、次の事項を考慮して取り組みます。

- (1) 地域の情報を収集し、その情報を区の内外に発信すること。
- (2) 地域における課題を的確に把握すること。
- (3) 地域における課題の解決に向けて関係者の合意形成に努めること。

(4) 地域における多様な主体と連携すること。

(平26条例77・追加)

(組織体制の整備等)

第36条 市長等は、区におけるまちづくりを推進するために、必要な組織体制及び人員体制の整備並びに予算の確保に努めます。

(平26条例77・追加)

第7章 危機管理

(平31条例14・追加)

第36条の2 市民は、日頃から一人ひとりが災害等の発生に備え、物資等の備蓄や近隣の者との協力関係の構築に努めるとともに、災害等の発生時には、相互に助け合うよう努めます。

2 市長等は、市民及び関係機関との連携、協力及び相互支援のもと、災害等から市民の生命、身体及び財産の安全を確保するよう、危機管理体制の構築に努めるとともに、災害等の発生時には迅速かつ的確に対応します。

3 市民、市議会及び市長等は、協働により災害等からの復旧復興に取り組みます。

(平31条例14・追加)

第8章 住民投票

(平26条例77・旧第6章繰下、平31条例14・旧第7章繰下)

(住民投票)

第37条 市長は、市政に係る重要事項について、住民の意思を把握するため、その事項ごとに定められる条例により、住民投票を実施することができます。

2 市長は、住民投票の結果を尊重します。

(平26条例77・旧第34条繰下)

(住民投票の請求及び発議)

第38条 本市において選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができます。

2 市議会議員は、法令の定めるところにより、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができます。

- 3 市長は、必要に応じ、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができます。

(平26条例77・旧第35条繰下)

第9章 国、他の地方公共団体等との連携

(平26条例77・旧第7章繰下、平31条例14・旧第8章繰下)

第39条 市は、国及び県と共通する課題の解決を図るため、これらと対等な関係のもとで相互に協力し連携に努めます。

- 2 市は、広域的な課題の解決を図るため、近隣の地方公共団体と連携し、広く地域全体が発展するよう努めます。

- 3 市は、地球環境の保全等共通する課題の解決を図るため、国内及び国外の都市等との連携に努めます。

(平26条例77・旧第36条繰下)

第10章 自治推進委員会、最高規範性及び条例の見直し

(平26条例77・旧第8章繰下、平31条例14・旧第9章繰下)

(自治推進委員会)

第40条 本市の自治の推進を図り、個性豊かで活力に満ちた社会の実現に寄与するため、市長の附属機関として熊本市自治推進委員会（以下「委員会」といいます。）を設置します。

- 2 委員会は、市長の諮問に基づき、自治運営の基本原則に関する重要事項その他の事項を審議します。

- 3 委員会は、前項に規定するもののほか、自治運営の基本原則に関する重要事項について市長に意見を述べるができるものとします。

- 4 委員会は、自治に識見を有する者及び市民によって構成されます。

- 5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

(平26条例77・旧第37条繰下)

(最高規範性)

第41条 他の条例、規則等の制定改廃、解釈及び運用に当たっては、この条例に定める事項を最大限尊重し、整合性を図ります。各種計画の策定、見直し及び運用においても、同様とします。

2 市民、市議会及び市長等は、この条例を尊重し、本市の自治の推進に努めます。

(平26条例77・旧第38条繰下)

(条例の見直し)

第42条 市長は、この条例の施行後、4年を超えない期間ごとにこの条例を見直し、適切な措置を講じます。

2 市長は、この条例の見直しに当たっては、市民参画の手続を実施します。

(平26条例77・旧第39条繰下)

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行します。

附 則 (平成26年12月26日条例第77号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月8日条例第14号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

「熊本市自治基本条例の一部改正（素案）」に対する パブリックコメントの意見について

1 パブリックコメント結果概要

- (1) 意見募集期間：令和 4 年（2022 年）12 月 20 日（火）～令和 5 年 1 月 18 日（水）
- (2) 提出方法：電子メール・FAX 送付・郵送提出
- (3) 意見提出人数：1,476 人（うち本市居住者 457 人）
- (4) 意見提出件数：1,888 件（うち本市居住者からの意見 588 件）
 - （内訳）① 第 2 条第 2 号（市民の定義）…1,315 件（うち本市居住者からの意見 401 件）
 - ② 第 27 条第 2 項（地域社会を構成する多様な市民）…153 件（うち本市居住者からの意見 63 件）
 - ③ 第 32 条第 1 項（身近な地域の課題の具体例）…4 件（うち本市居住者からの意見 1 件）
 - ④ 第 32 条第 2 項（多様な文化的背景を踏まえつつ）…203 件（うち本市居住者からの意見 52 件）
 - ⑤ 第 36 条の 2 第 1 項（「自助」、「共助」の取組の具体例）…12 件（うち本市居住者からの意見 4 件）
 - ⑥ その他…201 件（うち本市居住者からの意見 67 件）
- (5) 意見集約状況の公表：2 月 15 日に中間報告として公表（別紙のとおり）

2 特に意見の多かった「外国人に参政権を付与するものではないか」との意見に対する本市の考え

条例一部改正案（素案） 第 2 条第 2 号（市民の定義） ※朱字部分を追加
（定義） 第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。 （1）（省略） （2）市民 次のいずれかに該当するもの（<u>外国の国籍を有する者を含む。</u>）をいいます。 ア 住民 イ 本市の区域内に通勤し、又は通学する者 ウ 本市の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体（以下「事業者、地域団体、市民活動団体等」といいます。）

※現行の規定においてもアイウのいずれかの要件に該当していれば「市民」であるため、これまでも要件に該当する外国人は当然に「市民」に含まれており、改正案（素案）はそのことを分かりやすく明確化したもの。

- 「参政権」については、法令上に明確な用語の定義はなく、選挙権・被選挙権や憲法改正にかかる国民投票、最高裁判所裁判官の国民審査のほか、公務員になる資格を含める場合もある。
- ここでは、提出意見の趣旨を鑑み、「選挙権」、「住民投票」、「自治基本条例における『市民の権利』」、「外国人が『市政に参画すること』」の 4 点について本市の考えを整理するもの。

(1) 「選挙権」について

憲法第 15 条では「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。」とあり、公職選挙法第 9 条（選挙権）・第 10 条（被選挙権）においても、要件として「日本国民」であることが規定されている。

よって、現行法において選挙権は「国民」であることが必須要件となっており、本市の条例で「市民」の定義に外国人に関する記載をすることによって影響を与えるものではない。

(2) 「住民投票」について

・住民投票の「請求権」

自治基本条例第 38 条各項において、住民投票の「請求」ができるのは「本市において選挙権を有する者」、「発議」ができる者は「市議会議員」又は「市長」と、いずれも日本人に限られており、自治基本条例で定義する「市民」ではない。

なお、当該規定は地方自治法の基準をあらためて明記したものであり、本市が独自に基準を設けているものではない。

・住民投票の「投票権」

自治基本条例においては、住民投票の投票権の規定はない。住民投票を実施する場合は、「〇〇の住民投票に関する条例」を新たに制定し、投票の実施にかかる必要事項（住民投票に参加できる者の資格、投票方法や成立要件など）を定めることとなる。

(3) 自治基本条例における「市民の権利」について

自治基本条例第 5 条で定める「市民の権利」は、同条ただし書において「法令上保有できないものを除きます。」と明記しているとおり、法令で資格者が限定されている権利を、その資格がない者にまで付与するものではない。

(4) 外国人が「市政に参画すること」について

市民が市政に参画するための手法については、「熊本市市民参画と協働の推進条例」第 6 条において、

パブリックコメント

審議会等

アンケート

説明会

ワークショップ

そのほか「市長が別に定める手法」

と規定しており、別に定める手法としては、出前講座やシンポジウム等が挙げられる。

本市ではこれまでも、日本人・外国人の区別なく、ワークショップや地域説明会等への参加、パブリックコメントへの意見提出など、これらの市民参画の取組を広く推進してきたところである。

令和5年(2023年)2月15日
文化市民局 地域政策課

「熊本市自治基本条例の一部改正(素案)」に関する
パブリックコメントの意見集約状況の公表について(中間報告)

熊本市自治基本条例の一部改正(素案)に対しましては、パブリックコメント等を通じて多くのご意見をいただきました。特に、素案第2条の市民の定義に「(外国の国籍を有する者を含む。)」と明記することに対し、「外国人住民の方々に新たに権利義務を付すということにつながるのではないか」、あるいは「日本国籍を有していない方に選挙権や直接請求権を認めるものではないか」といった不安や反対の声を多くいただいております。

当該部分に関しましては、外国人住民の方々に市民としての自覚を促すとともに、地域においても、外国人住民の方々をまちづくり活動の担い手として認識してもらうことにより、地域のつながりの深化や地域コミュニティ活動の活発化を図っていくことを目的としており、新たに権利や義務が発生するものではありません。しかしながら、これを明記することにより、かえって外国人の皆様に対する反感の声が大きくなったり、地域コミュニティにおいて不安や軋轢を生んでしまうことも考えられます。

よって、今後、この条例改正案の内容や施行時期については、いただいたご意見を参考に、市議会の意見も伺いながら、見直しを含め慎重に検討することといたしました。

ついては、現時点で改正案をお示しすることはできないため、当初、2月15日に行う予定としていたパブリックコメント結果の公表については、提出された意見の件数及び主な内容のみを公表し、意見等に対する本市の考え方を含めた結果の公表については、条例改正案がまとまり次第、別途公表いたします。

なお、当初、令和5年(2023年)4月施行に向け、本年第1回定例市議会に条例改正案を提案する予定としておりましたが、今後は、当議会において、パブリックコメントの状況を報告し、この条例に関するご意見を伺った上で、6月以降の定例市議会への提案に向け、条例改正案の検討を進めてまいります。

1 意見募集期間

令和4年(2022年)12月20日(火) ～ 令和5年(2023年)1月18日(水)

2 ご意見の提出状況

ご意見を提出された方の人数	1,476人(うち本市に居住する方 457人)
ご意見の件数	1,888件(うち本市に居住する方からの意見 588件)

3 提出された主なご意見

(1)第2条第2号(市民の定義) 1,315件(うち本市に居住する方からの意見401件)

- ・ 熊本市が外国人による参政権(選挙権・直接請求権・住民投票権)を認めたことにならないか。もしくは、将来の外国人への参政権の付与につながるのではないか。
- ・ 市政は日本国籍を有する市民が担うべきであり、外国籍を有する者の参画を認めるべきでない。
- ・ 外国人が増えていくと、彼らの都合の良い市政へと必ず変えられる。熊本市ひいては日本国の環境の悪化、伝統文化の破壊等につながるのではないか。
- ・ 国際情勢が不安定な中、日本の安全保障上問題がある。
- ・ 日本国籍を有しない者に対し、選挙権や住民投票の請求権、住民投票権を認めるものでない旨を条例に明記すべき。
- ・ 自治・市民参画は、日本国籍を有する市民が担うべき(まちづくりに参画する人は日本国籍を取得すべき)。
- ・ 移民を認めるものになってしまう。
- ・ 外国人側からすると、「市民活動への参加を促されるのに権利は与えられない」と考えないか。
- ・ 国籍や人種等関係なく、市内に居住する人が市民同士で共生できる社会を目指す熊本市であってほしい。 等

(2)第27条第2項(地域社会を構成する多様な市民) 153件(うち本市に居住する方からの意見63件)

- ・ 多様性に配慮した改正は不要ではないか。
- ・ 人間は、男と女しかいないので条例変更は不要である。
- ・ 近年、多様化やグローバル化を推進した国々が悲惨な結果に陥っている事例があり同様の事例とならないか不安である。 等

(3)第32条第1項(身近な地域の課題の具体例) 4件(うち本市に居住する方からの意見1件)

- ・ 福祉や環境について外国人が騒ぎ始めたら止まらない、外国人による生活保護の受給などで、他の自治体で問題となっている。 等

(4)第32条第2項(多様な文化的背景を踏まえつつ) 203件(うち本市に居住する方からの意見52件)

- ・ 日本人住民が一方的に配慮すべきでなく、外国人側にも同様に配慮すべきと記載すべきではないか。
- ・ 全てとは言わないが一部の国の人は、わが身の利益だけを追求する人が多く存在する。

- ・ 外国の方は、日本国(熊本市)の文化や言語に配慮していただく必要があるのではない
か(「郷に入っては郷に従え」ではないか)。
- ・ なぜ熊本市人口の1%にも満たない外国人の文化的背景を考慮しなければならないの
か。
- ・ 外国人への生活保護支給の根拠となりえるので反対である。
- ・ 多様な文化を受け入れた為に、その地域の独自文化を失う事につながるのではない
か。
- ・ 日本は多様な文化を受け入れてきたので、修正は不要であるとする。 等

(5)第36条の2第1項(「自助」、「共助」の取組の具体例) 12件(うち本市に居住する方からの
意見4件)

- ・ 「自助」「共助」を強調することで、公助の重要性が薄められているのではないか
- ・ 外国人による食料や水の買い占めを正当化する恐れがある。 等

(6)そ の 他 201件(うち本市に居住する方からの意見67件)

- ・ 【前文】「自治体の最高法規」を削除すべき。最高法規は日本国憲法である。
- ・ 【第2条(定義)】 第7号「自治」にある「自分たちの意思で責任を持ち治めること」を外
国人に適用すると、彼らだけのコミュニティをつくり、彼らしか入ることのできない地区が
発生し、危険地帯となる。このような事例は国内外に数多く存在する。
- ・ 【第3条(自治の基本理念)】 LGBTをはじめ人権が大きく叫ばれる昨今であるが、容認
している国々で良い結果を招いている国はない。
- ・ 【第4条(自治運営の基本原則)】

(1) 情報共有の原則について

中学校・高校の授業や保護者会、商工会や商店街を通じて情報を広めたり、SN
SやTV番組での市民への共有を増やすなど、これまで以上に積極的に共有しなけ
れば伝わらないのではないか。

- ・ 【第37条、第38条(住民投票)】 熊本市自治基本条例第8章の住民投票にかかる条文
は削除すべきではないか。
- ・ 【附則 この条例は、令和5年4月1日から施行する。】 年末年始の忙しい時期に改正
素案を出し、4月には施行するといった拙速すぎる対応をすべきでない。もっと時間をか
けて改正手続きを行うべき。
- ・ 条例改正のタイミングから、台湾のTSMCの為であることは歴然。
- ・ 熊本市民に中国語を強制していると聞いた。 等